

介護保険コーナー

介護保険サービスと医療費控除

医療費控除の額

II

平成16年中に支払った医療費の額	保険・給付などで補てんされる額	10万円 または 平成16年の総所得金額が200万円以下のときはその5%
------------------	-----------------	--

本人または、その人と生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、次の式で計算した金額を総所得金額から控除できます。

医療費控除とは

皆さん、介護保険で受けたサービスの自己負担額が所得税・住民税の医療費控除の対象になることをご存じですか。

○居宅サービス

種類	対象費用	対象額
医療系サービス	訪問看護	全額
	訪問リハビリ	
	居宅療養管理指導	
	通所リハビリ	
福祉系サービス	短期入所療養介護	
	訪問介護の一部(※)	
	訪問入浴介護	
	通所介護	
	短期入所生活介護	

※生活援助が中心の場合は対象になりません。

○施設サービス

対象	対象費用	対象額
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護1～5の入所者 介護費用の自己負担額 食事標準負担額	1/2
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	要介護1～5の入所者 介護費用の自己負担額 食事標準負担額	全額

○痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)、有料老人ホーム、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修は医療費控除の対象外です。

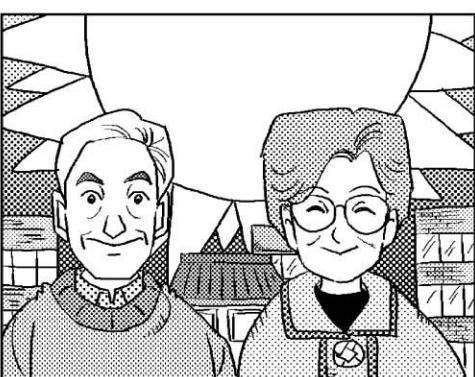
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な人については、支払ったおむつ代が医療費控除の対象になります。申請時には、医師の証明が必要になります。なお、おむつ代の医療費控除を二年以上受けている人で、主治医意見書の中の必要二項目(障害老人の日常生活自立度・尿失禁可能性)にチェックがある場合、市の発行する「確認書」

おむつ代も医療費控除の対象です

ループホーム)、有料老人ホーム、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修は医療費控除の対象外です。

○痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)、有料老人ホーム、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修は医療費控除の対象外です。

問合せは
保険年金課介護保険係
☎(69)21139まで



介護保険料も社会保険料控除の対象です

年金からの自動引き落とし、もしくは納付書で支払われた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。
具体的な申請方法や確認は、税務署(☎(62)3111)もしくは市役所税務課(☎(69)2116)にお問い合わせください。

をもって医師の証明に代えることができます。

※確認書の申請は、保険年金課介護保険係まで